

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに
に収納及び支払の事務の取扱範囲
を定める規則の一部を改正する規
則

五

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一
項の規定により変更の届出があつ
た件二件

五

○道路の区域を変更する件三件

六

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特
別警戒区域を指定する件

六

公 告

○一般競争入札を行う件

三

○特定非営利活動法人の設立の認証
の申請があつた件

三

○障害者自立支援法による指定障害
福祉サービス事業を廃止した旨届
出があつた件

三

○障害者自立支援法による指定相談
支援事業を行う事業所の所在地を
変更した旨届出があつた件

三

○大規模小売店舗立地法による廃止
の届出があつた件

三

○地域森林計画を定めた件

三

○地域森林計画を変更した件三件

三

○政府調達に関する苦情の受付及び
処理の状況を公表する件

三

福 島 県 警 察 本 部

三

○一般競争入札を行う件

三

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年一月十一日

福 島 県 規 則 第 一 号

福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十三年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三あいつ農業協同組合の項中「若松支店」及び「神指支店」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年一月二十八日から施行する。

(出納局公金管理グループ)

告 示

福 島 県 告 示 第 十 九 号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十年一月十一日から同年五月十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労政部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

MOLTI 郡山市駅前二丁目十一番一号

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

平成十九年十月三十一日

四 届出年月日

平成十九年十二月二十六日

五 届出をした者

郡山駅西口再開発株式会社ほか十四者(別紙書面のとおり)

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福 島 県 告 示 第 二 十 号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十年一月十一日から同年五月十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労政部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
MOLTI 郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 別紙書面のとおり
- (変更後) 別紙書面のとおり

変更した年月日

平成十九年十一月一日

届出年月日

平成十九年十二月二十六日

届出をした者

郡山駅西口再開発株式会社ほか十四者(別紙書面のとおり)

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成二十年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道白河 石川線	白河市東深仁井田字天 上林八五番地先から 同 市東深仁井田字刈 敷坂三七番一地先まで	九・〇	一三・〇	九・〇	三三・〇
		三三・〇	三三・〇		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成二十年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道棚倉 矢吹線	白河市東深仁井田字刈 敷坂七八番地先から 西白河郡中島村大字中 島字中川原三六番一地 先まで	七・五	一一・〇	七・五	四三・七
		三三・〇	三三・〇		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成二十年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道塙泉 崎線	白河市東深仁井田字刈 敷坂五九番一地先から 西白河郡中島村大字中 島字中川原三六番一地 先まで	七・五	一一・〇	七・五	四二・七
		三三・〇	三三・〇		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂

一 土砂災害警戒区域

災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
館沢1号	西白河郡	矢吹町館沢	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
館沢2号	同	郡同 町館沢	急傾斜地の崩壊	
平鉢1号	同	郡同 町平鉢	急傾斜地の崩壊	
平鉢2号	同	郡同 町平鉢	急傾斜地の崩壊	
三城目	同	郡同 町三城目	急傾斜地の崩壊	
天開	同	郡同 町天開	急傾斜地の崩壊	
明新下	同	郡同 町明新下	急傾斜地の崩壊	
天開1号	同	郡同 町天開	急傾斜地の崩壊	
中町	いわき市	三和町上三坂字中町	急傾斜地の崩壊	
竹ノ内1号	同	市三和町下市萱字竹ノ内	急傾斜地の崩壊	
竹ノ内2号	同	市三和町下市萱字竹ノ内	急傾斜地の崩壊	
諏訪	同	市三和町上市萱字諏訪	急傾斜地の崩壊	
高野1号	同	市三和町渡戸字高野	急傾斜地の崩壊	
戸沢	同	市三和町中三坂字戸沢	急傾斜地の崩壊	
榎下	同	市三和町上市萱字榎下	急傾斜地の崩壊	

楚部穴	同	市三和町下市萱字楚部穴	急傾斜地の崩壊
堀ノ内	同	市三和町下市萱字堀ノ内	急傾斜地の崩壊
内畑2号	同	市三和町合戸字内畑	急傾斜地の崩壊
浮矢1号	同	市三和町合戸字浮矢	急傾斜地の崩壊
浮矢2号	同	市三和町合戸字浮矢	急傾斜地の崩壊
入藪沢1	同	市三和町合戸字入藪	急傾斜地の崩壊
宿中川	同	市三和町合戸字駅	土石流
中館下沢3	同	市三和町合戸字中館下	土石流
中ノ内沢1	同	市三和町合戸字中ノ内	土石流
浮矢沢左支上流	同	市三和町合戸字浮矢	土石流
浮矢沢左支	同	市三和町合戸字浮矢	土石流
仁井宿沢	同	市三和町合戸字仁井宿	土石流
松作沢	同	市三和町渡戸字弓張木	土石流
宿沢左支	同	市三和町渡戸字宿	土石流
宿沢	同	市三和町渡戸字宿	土石流
宿頭沢	同	市三和町渡戸字宿頭	土石流
根古屋沢4	同	市三和町下市萱字根小屋	土石流
諏訪沢1	同	市三和町上市萱字諏訪	土石流
銅屋場沢左支	同	市三和町下永井字銅屋場	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
立町沢1	市三和町下三坂字立町	土石流	次の図のとおり
道ノ上沢	市三和町下三坂字道ノ上	土石流	
永久保沢1	市三和町下三坂字永久保	土石流	
芝山沢	市三和町上三坂字水田	土石流	
代畑	西白河郡中島村大字滑津字代畑	急傾斜地の崩壊	
舘沢1号	西白河郡矢吹町舘沢	急傾斜地の崩壊	
舘沢2号	郡同 町舘沢	急傾斜地の崩壊	
平鉢1号	郡同 町平鉢	急傾斜地の崩壊	
平鉢2号	郡同 町平鉢	急傾斜地の崩壊	
三城目	郡同 町三城目	急傾斜地の崩壊	
天開	郡同 町天開	急傾斜地の崩壊	
明新下	郡同 町明新下	急傾斜地の崩壊	
天開1号	郡同 町天開	急傾斜地の崩壊	
中町	いわき市三和町上三坂字中町	急傾斜地の崩壊	
竹ノ内1号	市三和町下市萱字竹ノ内	急傾斜地の崩壊	
竹ノ内2号	市三和町下市萱字竹ノ内	急傾斜地の崩壊	

諏訪	市三和町上市萱字諏訪	急傾斜地の崩壊
高野1号	市三和町渡戸字高野	急傾斜地の崩壊
戸沢	市三和町中三坂字戸沢	急傾斜地の崩壊
榎下	市三和町上市萱字榎下	急傾斜地の崩壊
楚部穴	市三和町下市萱字楚部穴	急傾斜地の崩壊
堀ノ内	市三和町下市萱字堀ノ内	急傾斜地の崩壊
内畑2号	市三和町合戸字内畑	急傾斜地の崩壊
浮矢1号	市三和町合戸字浮矢	急傾斜地の崩壊
浮矢2号	市三和町合戸字浮矢	急傾斜地の崩壊
入藪沢1	市三和町合戸字入藪	土石流
宿中川	市三和町合戸字駅	土石流
中舘下沢3	市三和町合戸字中舘下	土石流
中ノ内沢1	市三和町合戸字中ノ内	土石流
浮矢沢左支上流	市三和町合戸字浮矢	土石流
浮矢沢左支	市三和町合戸字浮矢	土石流
仁井宿沢	市三和町合戸字仁井宿	土石流
松作沢	市三和町渡戸字弓張木	土石流
宿沢左支	市三和町渡戸字宿	土石流
宿沢	市三和町渡戸字宿	土石流

宿頭沢	同	市三和町渡戸字宿頭	土石流
根古屋沢4	同	市三和町下市萱字根小屋	土石流
諏訪沢1	同	市三和町上市萱字諏訪	土石流
銅屋場沢左支	同	市三和町下永井字銅屋場	土石流
立町沢1	同	市三和町下三坂字立町	土石流
永久保沢1	同	市三和町下三坂字永久保	土石流
芝山沢	同	市三和町上三坂字水田	土石流
代畑	西白河郡中島村大字滑津字代畑		急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾領域砂防グループ及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備えて置いて縦覧に供する。)

(河川港湾領域砂防グループ)

公 告

公告第十六号

電子複写機による複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 入札は、次の表の地域等区分と入札区分により画される区分ごとに実施することとし、その数量は、当該区分に応じ当該地域に所在する福島県の機関又は東京事務所若しくは北海道事務所に係るそれぞれ当該区分に掲げる数量の電子複写機による複写サービスの供給(以下「電子複写サービス」という。)とする。

入札 複写機 複写機 複写機 複写機 複写機 複写機 複写機

地域等 区分	区分					
	(白黒) 低速機	(白黒) 中低速 機	(白黒) 中速機	(白黒) 中高速 機	(カラー) 黒低速 機	(カラー) 黒中速 機
本庁舎等 地域	四台	四台	九台	一七台	二台	一一台
県北地域	一一台	一七台	九台	九台	五台	四台
県中・ 県南地域	九台	一二台	一〇台	七台	一八台	三台
会津・ 南会津地 域	一三台	九台	一一台	一二台	九台	五台
相双地域	一 台	四 台	二 台	三 台	一 台	二 台
いわき地 域	六 台	六 台	四 台	六 台	二 台	五 台
東京事務 所	一 台			一 台		
北海道事 務所					一 台	

備考

1 この表において「白黒低速機」等の用語は、複写機的能力を示すものとし、

詳細は、入札説明書による。

2 この表において「本庁舎等地域」とは福島県庁の本庁舎若しくは西庁舎又は福島県自治会館の所在する区域を、「県北地域」とは本庁舎等地域を除く福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡及び安達郡の区域を、「県中・県南地域」とは郡山市、白河市、須賀川市、田村市、田村郡、岩瀬郡、石川郡、西白河郡及び東白川郡の区域を、「会津・南会津地域」とは会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡の区域を、「相双地域」とは相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の区域を、「いわき地域」とはいわき市の区域を、「東京事務所」とは福島県東京事務所を、「北海道事務所」とは福島県北海道事務所をそれぞれいう。

2 契約の仕様

入札説明書による。

3 契約期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

4 納入期限

平成二十年四月一日

5 納入場所

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者であつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加するに支障がないと認められる者であること。

4 過去二年間において国又は地方公共団体において、この公告に示した契約と同規模の複写サービスの実績を有する者であること。

5 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に係る複写機の保守及び消耗品の供給に速やかに対応できる体制を整えている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成二十年一月二十三日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号 九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県総務部財務領域総務予算グループ

電話 〇二四―五二一―七〇二六

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成二十年一月十六日午前十時三十分 福島県庁東分庁舎六階六〇一A会議室

3 入札及び開札の日時及び場所 平成二十年二月八日 福島県庁東分庁舎六階六〇一A会議室

- (一) 本庁舎等地域 午前九時
- (二) 県北地域 午前十時
- (三) 県中・県南地域 午前十一時
- (四) 会津・南会津地域 午後一時
- (五) 相双地域 午後二時
- (六) いわき地域 午後三時

(七) 東京事務所 午後四時

(八) 北海道事務所 午後四時三十分

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 入札書には、一枚当たりの複写サービスの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額を利用枚数を乗じた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（財務領域総務予算グループ）

公告第十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十條第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年一月十一日

申請のあつた年月日 福島県知事 佐藤 雄平

平成十九年十二月二十日

二 名称

特定非営利活動法人須賀川スポーツクラブ

代表者の氏名

菊地 大介

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市広表四十三番地ブルースタジアム内

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを通じて健康増進（健康とスポーツ）を図り、少子高齢化社会で活力ある地域社会を実現するための総合型スポーツクラブを目指すと共に、地域社会への貢献及び活性化に寄与する文化活動の促進を目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六條第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
わかば タクシ ー介護 事業部	双葉郡浪江町 権現堂字 塚越二一 一〇	有限会 社わか ばタク シー	福島県双葉郡浪江町川 添字上加倉 二二一四	平成二〇年 一月一日	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六條第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
地	地	地	地	地	地	地

介護サービス ゆかり	福島県いわき市勿来町 酒井酒井原 六六一二	福島県いわき市勿来町 関田西一丁 目六一六	有限会社 社介護 サービ スゆか り	福島県いわき市勿来町 酒井酒井原 六六一二	相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児
---------------	-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------	-----------------------------	------	-----------------------

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライオンドー富田店 郡山市富田町名郷田六十五
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千四百七十六平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
七百八十一平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十九年三月一日
- 五 届出年月日
平成十九年十二月二十五日
- 六 届出をした者
株式会社小池

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

公告第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第一項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を平成十九年十二月二十八日にたてたので、同法第六條第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十年一月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 公表する内容

磐城地域森林計画並びに森林法第六條第二項の規定により申し立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果

二 公表する場所

福島県農林水産部森林林業領域森林計画グループ、福島県相双農林事務所森林林業

部及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林林業領域森林計画グループ)

公告第二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を平成十九年十二月二十八日に変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十年一月十一日

一 公表する内容

変更後の阿武隈川地域森林計画並びに森林法第六条第二項の規定により申し立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果

二 公表する場所

福島県農林水産部森林林業領域森林計画グループ、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部 (森林林業領域森林計画グループ)

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を平成十九年十二月二十八日に変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十年一月十一日

一 公表する内容

変更後の会津地域森林計画並びに森林法第六条第二項の規定により申し立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果

二 公表する場所

福島県農林水産部森林林業領域森林計画グループ、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部 (森林林業領域森林計画グループ)

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を平成十九年十二月二十八日に変更したので、同法第六条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成二十年一月十一日

一 公表する内容

変更後の奥久慈地域森林計画並びに森林法第六条第二項の規定により申し立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果

福島県知事 佐藤 雄 平

た意見の要旨及び当該意見の処理の結果

二 公表する場所

福島県農林水産部森林林業領域森林計画グループ及び福島県南農林事務所森林林業部 (森林林業領域森林計画グループ)

公告第二十五号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成十九年度第三四半期における苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十年一月十一日

苦情の受付件数 零件

福島県知事 佐藤 雄 平

(出納局審査指導グループ)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第一号

交通調査解析5-2業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び「福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年1月11日

福島県警察本部長 久保 潤

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 交通調査解析5-2業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成20年3月28日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様と同種の業務の履行実績を有し、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)の

履行実績について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成20年1月17日(木)午後5時までには当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時、場所 平成20年1月29日(火)午後3時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会計課)